

福利厚生事業トピック2020年度

★以下の掲載内容は2020年度の内容となります。★

1. 弔慰金・見舞金制度

- ・全日電工連組合員が全員加入の制度です。
組合員の代表者の方が万一の場合や組合員登録事務所が
火災・水災などにより罹災した場合に弔慰金・見舞金を
お支払いする制度です。

2. 認定損害保険制度

2-1. 第三者損害賠償制度

- ・組合員の作業中または作業完成後に発生した
業務上の偶然な事故に起因して第三者の身体に障害を
または財物に損壊を与えたことにより、組合員の皆様が
法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害を補償する制度です。
- ・対人・対物5億円の高額補償コースもご用意しています。
- ・リース・レンタル品の損害も補償します。
- ・消防設備協会や自治体の案件に必要な1~3もワイドプラン（W型）でカバー！
 - ①財物損壊を伴わない使用不能損害
 - ②引き渡し後の生産物自体の損害
 - ③人格権の障害

2-2. 組立保険制度（包括契約プラン）

- ・ 組合員の皆様の資材・工事物件を守る保険です。
- ・ 年間一括申込で全ての対象工事を補償します。
- ・ 公共工事のみの補償プランもご用意しています。

2-3. 業務災害補償制度 【リニューアル!】

- ・ 万一の労災事故に対応します。
- ・ 役員・個人事業主コースをリニューアル! 分かりやすく、手厚い補償内容に!
- ・ 従業員・下請負人コースは記名不要の包括補償で手続き簡単、ワイドに補償。
- ・ 政府労災の認定を待たずに給付金をお支払い。
- ・ 経営事項審査の加点評価の対象となります。(従業員コースへのご加入)
- ・ 使用者賠償責任補償特約コースは最高1億円まで補償!
- ・ 加入者専用窓口「こころとからだホットライン」を新設!
医療、法律、税務相談からメンタルヘルスまで幅広く対応!

3. グループ共済制度 【リニューアル!】

- ・ 保険年齢15歳～70歳まで加入範囲を拡大(継続加入は、～80歳まで)
- ・ 事業主および従業員の遺族保障に役立ちます。
- ・ 死亡保険金は病気死亡も対象です。不慮の事故による場合は特約保険金が付加されます。(新型コロナウイルス感染症による死亡は災害保険金が付加されます。)
- ・ 契約は1年毎に更新なので、毎年収支計算し剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。
- ・ 独自制度として80歳満期祝金制度創設
- ・ 経営者の方が万一の際、資金繰りや事業承継に活用できる「経営者おすすめコース」を新設!

4. 生活総合保険制度

- さまざまな生活のリスクから組合員の皆様の暮らしを守り、サポートします。役員・従業員とそのご家族の皆様までご加入いただけます。
- ニーズに応じて選べる4つの補償
 - ①個人賠償責任補償
 - ②介護補償
 - ③がん補償
 - ④所得補償
- 全日電工連のスケールメリットで割安な保険料と安心の補償を実現しました。
- 会社の福利厚生制度としてご活用いただけます。

5. お問い合わせ・お申込みについて

- 各支部の事務局までご連絡下さい。